

入札書比較価格	¥	24,160,000	円
予定価格(消費税含)	¥	26,576,000	円

令和 2 年度

工事番号 第 24 号

宇道坂・五十貫田線道路改良工事(第3工区)

特 記 仕 様 書

**建設リサイクル法対象建設工事**

上北郡七戸町字 見町 地内

七 戸 町



第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容					
1.工程関係	1.工事日数又は工期	<input checked="" type="checkbox"/>	工期 令和 3 年 3 月 26 日 まで				
		<input type="checkbox"/>	工事日数 日間				
		<input type="checkbox"/>	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている				
		<input type="checkbox"/>	この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。				
	<input type="checkbox"/>	この工事は、「余裕期間制度」を適用する。	実工期	日間			
			余裕期間	契約締結の日から 日以内			
			留意事項	受注者は現場着手日報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。			
	2.週休2日の確保	<input type="checkbox"/>	本工事は、「発注者指定型」の週休2日確保工事であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。なお、当初積算で工事費の経費補正等(4週8休以上)を行っている。ただし、精算変更時に4週8休未満の場合は、現場閉所率に応じた工事費の補正等の見直しを行う。				
		<input checked="" type="checkbox"/>	本工事は、「受注者希望型」の週休2日確保工事であり、受注者が週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に監督職員と協議すること。なお、週休2日の確保に取り組んだ場合には、精算変更時に現場閉所率に応じた工事費の経費補正等を行う。				
	詳細は、整備企画課ホームページに掲載している「週休2日確保工事実施要領」によるものとする。 <a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html</a>						
3.影響を受ける他の工事及び制約の有無	他工事の名称		発注者等名	影響を受ける箇所	期間		
	宇道坂・五十貫田線道路改良工事(第4工区)		七戸町建設課	No.46付近	工期内 ~		
	上水道管布設工事		七戸町上下水道課	全線	未定 ~		
					~		
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	時間帯	工種	制約内容	その他		
		~	盛土工				
4.施工時期・時間、施工方法制約の有無	制約の要因		工種	時期	時間帯	制約の内容	
				~	~		
				~	~		
				~	~		
5.関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	関連機関名称		協議内容	成立見込時期	制約箇所	制約内容	
6.関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	関係機関名称		影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける内容		
				~			
				~			
				~			
7.地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	地下埋設物・埋蔵文化財名称		管理者の名称	事前調査の時期	移設時期		
	上水道管		七戸町		未定		
2.ICTの活用	1.ICT施工の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	本工事は、各ICT活用工事実施要領に基づき、受注者の希望によりICT施工の実施が可能である。				
		<input type="checkbox"/>	本工事は、ICT施工の実施について特段の定めはないが、協議によりICT施工の実施が可能である。				
詳細は、整備企画課ホームページに掲載されているICT施工に関する実施要領及び特記事項によるものとする。 <a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html</a>							
3.用地関係	1.工事用地等の未処理部分の有無	未処理の箇所		影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期	
	2.工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無	復旧が必要な場所		復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日	
3.工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無	借地の場所		借地の面積	借地の期間	使用条件	復旧方法	
				~			
				~			

明示事項		内容					
3.用地関係	4.仮設ヤード指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指定の場所	指定の面積	使用期間		使用条件	復旧方法
				～			
				～			
4.公害関係	1.公害防止に伴う制限の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	公害の種別	対象工種	内容	作業時期		その他
					～		
					～		
	2.水替・流入防止施設の必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象工種	場所	施工方法		施工期間等	
	3.濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象工種	処理内容		処理条件	期間	
	4.事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	懸念事項・範囲		調査の内容		調査の実施時期	報告書の有無
5.安全対策関係	1.交通安全施設等の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の種類の	対象工種	設置期間		施設の内容等	
	2.近接施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の名称	管理者	範囲	協議状況	条件・制限等の内容	
	3.防護施設必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因	施設の種類の名称	施設の規格		設置期間	
	4.保安設備、保安要員配置の指定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保安設備・保安要員	対象工種	配置場所	規格・規模	設置期間及び時間帯	
		交通誘導警備員	盛土工	施工箇所	10人		
5.発破作業等制限の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	制限される範囲		制限の内容	制限される期間・時間		その他	
6.有毒ガス及び酸素欠乏等対策の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因		対象工種	施設の規格・規模			
6.工事用道路関係	1.搬入路としての一般道路指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	搬入経路	使用期間		使用時間帯	制限の内容	
			～		～		
			～		～		
		使用中の管理の内容			使用後の補修の内容		
	2.仮設道路設置の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	設置場所	規格・構造		安全施設設置区間	安全施設の内容	
					～		
					～		
		維持補修の内容			工事終了後の処置		

明示事項		内容						
7.仮設備関係	1.指定仮設の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格		数量	設置期間		条件等	
					～			
					～			
	2.部分指定仮設の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格		数量	設置期間		条件等	
					～			
					～			
	3.他の工事への引渡しの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格		引渡し工事名		引渡し時期		条件等
	4.引継ぎ使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称		設置工事名		設置工事施工者		引継ぎ時確認事項
		引継ぎ時期		条件等				
	5.構造及び施工方法指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称		仮設物の規模		使用材料		施工方法
6.設計条件指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称		設計条件			その他		
8.建設副産物関係	1.建設発生土の搬出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	発生土種別	発生量	指定・任意の別	運搬距離	搬出先	処分・保管等の条件	
	2.建設発生土の搬入 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	工事名		発注機関名	発生場所		搬入量	その他
		宇道坂・五十貫田線道路改良工事(第1工区)		七戸町	七戸町字見町地内		300m3	発生路盤材 積込・運搬
	3.建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種別		減量化の内容		再利用の方法		その他
	4.建設廃棄物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	下記の処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものではない。ただし、下記の処分場以外で処理する場合は、監督員の承諾を得ること。						
		種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地		最終処分場名	その他
	5.建設副産物の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	下記の処理施設は設計積算上での条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、下記の処理施設以外で処理する場合は、監督員の承諾を得ること。						
種別		発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	再生処理施設名	受入時間		
As殻		35.0t	10.6km	七戸町字森ノ下230	(有)天間製作所	～		
Con殻(無筋)		3.1t	14.3km	六戸町大字折茂字今熊247-375	アオバクリーン(株)	～		
金属くず		0.7t	10.6km	七戸町字森ノ下230	(有)天間製作所	～		
						～		
6.再生資材利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	再生資材の名称		規格		使用箇所			
	再生砕石		RC-40		路盤工			
	再生砕石		最大粒径40mm(規格外)		カルバート工、擁壁工、排水構造物工			
	再生合材		ガラス入⑤再生密粒度As(20F)		路面復旧工(表層)			
7.産業廃棄物税計上の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること							
	有:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している 無:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する							

明示事項	内容						
9.工事支障物件等	1.占用物件等の工事支障物件の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期	
		工事方法			条件等		
10.薬液注入関係	1.薬液注入工事の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	設計条件	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長
		注入量	注入圧	その他			
11.その他	1.工事前資機材の保管及び仮置きの有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種類	数量	保管・仮置き場所	期間		
					～		
					～		
					～		
		保管方法	積込・運搬方法				
11.その他	2.工事現場発生の有無  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	品名	数量	引渡し場所	引渡し時期	運搬距離	
		排水構造物	100.9m	蛇坂車庫 資材置場		5.9km	
11.その他	3.支給材料及び貸与品の有無  <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  <input type="checkbox"/> 貸与品 <input checked="" type="checkbox"/> 支給材料	品名	数量	構造・規格等	引渡し場所	返納場所	
		山土	810m3		蛇坂堆積場		
		使用目的・箇所	条件	引渡し時期	その他		
		路体盛土工、路外盛土工					
11.その他	4.随意契約工事に伴う間接費等調整の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事番号	工事名	場所			
		※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。					
11.その他	5.各種調査の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※共通仕様書に基づき協力すること	調査名称	内容	その他			
11.その他	6.共通仕様書に定める以外の施工検査の有無  <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他			

明示事項		内容		
11.その他	7.中間検査の有無	工種等	検査時期	その他
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	8.部分引渡しの有無	指定部分		引渡し時期
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	9.部分使用の有無	使用箇所	使用期間	その他
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		～	
			～	
			～	
	10.工事現場の現場環境改善費計上の有無	項目	指定・任意の別	内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	仮設備関係	任意	
		安全設備関係	任意	
		営繕設備関係	任意	
		地域連携	任意	
	11.監督職員の検査を受けて使用するべき材料の有無	材料名	工事段階	備考
	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	12.監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無	材料名	工事段階	備考
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
13.調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無	材料名	工事段階	備考	
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
14.監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無	工種名	工事段階	備考	
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
15.工事調整会議開催の有無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者への確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。			
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
16.地盤情報登録の有無	本工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ( <a href="https://ngic.or.jp/">https://ngic.or.jp/</a> )参照のこと。			
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				

## 11.その他 - 17 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか、使用できない理由がある場合は、その旨を書面で提出し、監督員の承諾を得て新材製品を使用するものとする(Aグループのみ)。

### 【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。

Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレットや優先使用指針、使用様式は下記の環境政策課ホームページに掲載しています。

[http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/nintei\\_recycle.html](http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/nintei_recycle.html)

## 11.その他 - 18 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei\\_henkou.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html)

## 11.その他 - 19 労働者確保に要する間接費の設計変更

1.本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2.受注者から協議があった場合、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

3.受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

4.最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5.受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6.実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

7.受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

8.疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei\\_henkou.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html)

## 11.その他 - 22 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 1日未満積算基準については、県土整備部整備企画課及び各地域県民局地域整備部において閲覧に供している「土木工事標準積算基準書(青森県県土整備部)」共通編第12章又は「土木工事標準積算基準書(国土交通省)」第1編第12章を参照すること。
- (4) 同一作業員の作業が他工程・細別の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (6) 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (7) 1日未満積算基準「3.判定方法 (3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、10.その他-19 に記載の箇所とする。

## 11.その他 - 24 快適トイレの導入について

- (1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、共通仮設費に含まれている従来型トイレ(1万円/基・月)との差額を計上できるものとする。
- (2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑰の項目については、満たしていればより快適に使用できるとされる項目であり、必須ではない。
  - 快適トイレに求める標準仕様
    - ①洋式便座
    - ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)
    - ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)  
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る)
    - ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)  
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できる)
    - ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
    - ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)
  - 快適トイレとして活用するために備える付属品
    - ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
    - ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
    - ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
    - ⑩鏡付きの洗面台
    - ⑪便座除菌シート等の衛生用品
  - 推奨する仕様、付属品
    - ⑫室内寸法 900×900mm 以上(半量程度以上)
    - ⑬擬音装置
    - ⑭着替え台(フィッティングボード等)
    - ⑮フラッパー機能の多重化
    - ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
    - ⑰小物置き場等(トイレトーパー予備置き場)
- (3) 設置に要する費用については、当初では計上していない。(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督員と協議し、変更時に計上するものとする。
- (4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレ(1万円/基・月)との差額について51,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基(現場に女性がいない場合は1基)まで計上の対象とする。
- (5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。
- (6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、下記のページをご覧ください。

[https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei\\_henkou.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html)

第3条 設計変更の手続

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県 県土整備部)によるものとする。

第4条 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い材料について、以下に示す。

(1) 植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。

(参考)

100m2 当り

名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考
トールフェスク		0.78	kg	
オーチャートグラス		0.22	kg	
グリーングレットフェスク		0.14	kg	
めどはぎ		0.05	kg	
よもぎ		0.03	kg	
やまはぎ		0.02	kg	
肥料 高度化成	NPK 15-15-15	18.00	kg	
ファイバー類		24.00	kg	

(2) 河川環境に配慮したコンクリートブロック(景観、植生、水棲生物、魚類に配慮)

本工事で使用する環境保全型ブロックは、以下の諸元を満足する材料を使用することとし、事前に監督員の承諾を得ること。

勾配: 1 : \_\_\_\_\_

設計流速: \_\_\_\_\_ m/s

(3) その他

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考

第5条 余裕期間制度

- (1) 受注者は「現場着手日報告書」を提出することにより、請負契約を締結した日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。ただし、工期末は、次年度末日を超えてはならない。
- (2) 現場着手日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
- (3) 契約締結の日から現場着手日の前日までの現場の管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は、受注者の責任により行うことができる。
- (4) 詳細は、整備企画課ホームページに掲載されている「余裕期間制度の実施要領」による。  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/ken-gijutsu.html>

第6条 工事現場の現場環境改善

- (1) 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。よって、受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携や作業環境の改善に取り組み、適正に工事を実施するものとする。
- (2) 現場環境改善については、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書に添付するほか、入札時に提出した積算内訳書の現場環境改善に関する詳細な見積を提出するものとする。なお、施工計画書の提出が不要な工事については、実施内容、実施期間等を工事打合簿により提出するものとする。また、現場環境改善費が計上されているものの発注者が実施内容を指定していない場合、受注者は下表の各項目から1つの内容又は2つの内容、合計5つの内容を選択するものとするが、地域の状況・工事内容により項目にこだわらず5つの内容を選択してもよい。
- (3) 工事着手後に現場環境改善の実施内容等に変更が生じた場合は、受発注者間の協議の上で実施内容を変更できるものとする。
- (4) 現場条件等により、現場環境改善の実施内容が合計5つの内容に満たない場合は、受発注者間の協議の上で設計変更時に現場環境改善費の計上を削除する。
- (5) 現場環境改善の実施状況等の写真を完成書類に添付するものとする。

項目	実施する内容
現場環境改善(仮設備関係)	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
現場環境改善(営繕関係)	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善(安全関係)	1.工事標識・照明灯安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等) 3.避暑(熱中症対策)・防寒対策
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び運営管理 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9.社会貢献

第7条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面(工事打合簿)により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

第8条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
遠隔臨場による施工検査等 (受注者希望型)	本工事は建設現場の遠隔臨場に関する試行工事であり、受注者が希望する場合は、下記に掲載の要領に基づき施工検査等の遠隔臨場を実施できる。 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 青森県県土整備部 <整備企画課HP> <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/enkakurinjo.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/enkakurinjo.html</a>
法定外労災保険の契約	受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほかに法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
工事情報共有システム(ASP)について	この工事では工事情報共有システム(ASP)を利用することを原則とする。 なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム(ASP)利用基準で対象外とすることができる場合に該当するときは、監督員とシステムの利用について協議すること。 工事情報共有システム(ASP)利用基準 <整備企画課HP> <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/kojijohokuyovusystem.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/kojijohokuyovusystem.html</a>
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及び「レッツbuyあおり新商品事業」により認定された新商品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式(28)に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 本工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後様式(29)に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
工事書類の標準化	「土木工事共通仕様書(様式集)」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。 ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。 <整備企画課HP> <a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/files/koujisyorui-hyoyujyunka.pdf">http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/files/koujisyorui-hyoyujyunka.pdf</a>
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査(工事段階検査……各工種)の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事は、建設副産物情報交換システム((通称COBRIS)以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装工事における工事記録の作成	七戸町が管理する道路(道路法に基づく道路)について、新設・改築・維持・修繕の舗装工事を行う際は「舗装工事における工事記録作成要領」に基づき工事記録を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等(作成要領や提出様式の電子データ)の提供を受けること。
工事施工に伴う交通規制について	本工事は令和3年1月から工期までの期間において、全面通行止めにより工事施工する計画である。よって、受注後すみやかに発注者と協議のうえ、交通規制にかかる手続き等を行うこと。

## ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

## ウィークリースタンスの推進について

本工事は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

### 1. 打ち合わせ時間の配慮

打ち合わせは、勤務時間内におこなう。

### 2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

### 3. ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

## 七戸町発注工事におけるデジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事で使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### 2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

### 4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することができる。

## 「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて

### 1. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランブ値の設定等

(1) 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランブ値を設定するものとする。

ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランブ値は12 cmとすることを標準とする。

(2) 青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランブ値は、8 cmを12cmと読み替える。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書（参考資料）「レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事）」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯に示す構造物である。

### 2. 品質確認について

スランブ値12 cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。

スランブ値12 cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書（施工編）」等に基づき、受注者と協議して品質確認方法を定めることとする。

第9条 提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出区分	名称	提出期日	部数	条項	備考
○	工 事 工 程 表	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1 部	3条	
○	現 場 代 理 人 等 通 知 書	着 工 時	1 部	10条	
○	工 事 履 行 報 告 書	毎 月 1回 監 督 職 員 の 指 定 す る 日	1 部	11条	毎 月 1部 提 出 の 事
○	完 成 届	工 事 完 成 の 日 か ら 5日 以 内	1 部	31条	
○	引 渡 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	31条	
○	請 求 書	工 事 完 成 検 査 合 格 後	1 部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出区分	名称	提出期日	部数	条項	備考
	請 負 代 金 内 訳 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1 部	3条	3条(A)(B)適 用 の 場 合
○	現 場 代 理 人 等 変 更 通 知 書	必 要 の 都 度	1 部	10条	
	材 料 確 認 書	必 要 の 都 度	1 部	13条	
	確 認 ・ 立 会 依 頼 書	必 要 の 都 度	1 部	14条	
	支 給 品 受 領 書	引 渡 し の 日 か ら 7日 以 内	1 部	15条	
	貸 与 品 借 用 (返 納) 書	引 渡 し の 日 か ら 7日 以 内	1 部	15条	
	工 期 延 期 届	必 要 の 都 度	1 部	21条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出区分	名称	提出期日	部数	条項	備考
○	工 事 打 合 簿	必 要 の 都 度	1 部	第 1編 1-1-6	
○	再 生 資 源 利 用 計 画 書	着 工 前	1 部	第 1編 1-1-18	
○	再 生 資 源 利 用 促 進 計 画 書	着 工 前	1 部	第 1編 1-1-18	
○	再 生 資 源 利 用 実 施 書	工 事 完 成 後 速 や か に	1 部	第 1編 1-1-18	
○	再 生 資 源 利 用 促 進 実 施 書	工 事 完 成 後 速 や か に	1 部	第 1編 1-1-18	
○	工 事 写 真	工 事 完 成 の 日 か ら 5日 以 内 及 び 必 要 の 都 度	1 部 1 部	第 1編 1-1-20	工 事 写 真 全 部 着 工 前 ・ 完 成 の み
○	施 工 管 理 図 表	工 事 完 成 の 日 か ら 5日 以 内 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第 1編 1-1-23	

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出区分	名称	提出期日	部数	条項	備考
○	施 工 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第 1編 1-1-4	※ 1
○	CORINS 登 録 内 容 確 認 書	登 録 内 容 確 認 書 が 届 き 次 第 速 や か に	1 部	第 1編 1-1-5	請 負 金 額 500万 円 以 上 受 注 時 ・ 変 更 ・ 完 成 ・ 訂 正 時 (土 日 祝 日 を 除 く 10日 以 内)
○	施 工 体 制 台 帳 施 工 体 系 図	下 請 負 契 約 締 結 後 速 や か に	1 部	第 1編 1-1-10	
	支 給 品 精 算 書	工 事 完 成 時 (完 成 前 に 精 算 可 能 な 場 合 は そ の 時 点)	1 部	第 1編 1-1-16	
	現 場 発 生 品 調 書	引 き 渡 し 時	1 部	第 1編 1-1-17	
	火 薬 類 使 用 計 画 書	着 工 前 及 び 必 要 の 都 度	1 部	第 1編 1-1-27	非 火 薬 品 (破 碎 薬) 含 む
○	事 故 報 告 書	発 生 時	1 部	第 1編 1-1-29	
○	建 設 業 退 職 者 共 済 組 合 掛 金 収 納 書 (発 注 者 用)	契 約 (当 初 ・ 変 更 ・ 下 請) 締 結 後 1ヶ 月 以 内	1 部	第 1編 1-1-40	

※ 1 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)